

特集

「民間被害者支援団体の利用に関する調査」を実施して

民間被害者支援団体では、犯罪被害に遭われた方々のためにさまざまな支援が行われ、被害者支援の中軸となる活動を続けている。現在どのような支援活動が行われ、どのような課題を抱えているのだろうか。そのような問題意識のもと、全国被害者支援ネットワーク（以下、全国ネットワーク）の加盟団体（以下、支援センター）と支援センターを利用した被害当事者の方を対象にして全国調査を実施する機会を得た。本稿では調査結果の一部を報告し、支援センターにおける支援活動について検討したい。同調査の実施にあたって全国ネットワークをはじめ、各支援センター、被害者の方々にご協力いただきました。深くお礼申し上げます。

上智大学 総合人間科学部
社会福祉学科教授

● 伊藤富士江

いとう ふじえ ●警視庁心理職、科学警察研究所心理技官などを経て現職。専門はソーシャルワーク実践理論、犯罪被害者支援をはじめとする司法福祉、修復的司法。

(1) 調査の構成

全国の支援センター48か所に対して、3種類の調査票A、B、C（自記式調査票・無記名回答）を郵送し協力を依頼した。全調査の構成は表1に示すとおり、調査時期は平成26年6月～8月である。

(2) 倫理的配慮

調査の実施にあたって、研究代表者の本務校「上智大

学『人を対象とする研究』に関する倫理委員会」の承認を得て「上智大学『人を対象とする研究』に関するガイドライン」を遵守した。各調査票には、調査の目的、調査への協力が任意であること、支援センターおよび回答者個人が特定されることはなく統計的に処理されること、得られた情報は同調査とそれに伴う成果発表のみで使用することを明記した。

表1. 「民間被害者支援団体の利用に関する調査」の構成

	対象	目的	調査の主な内容等	送付数	回収(回収率)
調査A	各支援センターの業務・運営に精通する代表者・責任者(1名)	責任者の視点から支援センターの体制、業務内容、今後のあり方等について明らかにする	各支援センターの現況および課題等	48	35 (72.9%)
調査B	各支援センターの犯罪被害相談員もしくは直接支援員(1～3名)	支援センターにおいて具体的にどのような支援が行われているかを明らかにする	各支援センターで支援したケース(なるべく2008年以降の事件※)について(計3ケース)の支援内容等	144	86 (59.7%)
調査C	各支援センターに相談した被害者・遺族(3名)	支援センターを利用した被害者等が支援についてどのように感じているかを明らかにする	各支援センターにおいて、相談者(事件の発生時期は問わない)のうち3名に「調査票ファイル(調査の依頼状、調査票C、返信用封筒)」を渡していただいた相談者の回答の応諾は、調査の依頼状を読み、調査の趣旨等に同意した場合に回答いただくこととした	144	40 (27.8%) 有効回答は 39

※調査で「被害者参加制度」(2008年12月1日導入)について尋ねているため、なるべく2008年以降に発生した事件を取り上げてもらうよう依頼した。

(3) 主な結果

●調査A 支援センターの代表者・責任者を対象にした調査

- ①回答のあった支援センターは、発足して10年以上経っているセンターが7割以上、設立母体は民間相談所が6割を占めた。
- ②直接支援職員の勤務体制について、平均すると常勤が約2名、非常勤が4～5名、ボランティアが23名という値だった。その職員の勤務体制の充足度は、常勤、非常勤とも「不足している」という回答が約8割を占めた。ボランティアは「多い方/現状のままよい」が約4割、「不足している」が約6割であった。
- ③年間相談の受理件数について、もっとも多い被害内容は性的被害であり、いずれの相談手段(「電話」「FAX・手紙・メール」「面接」「直接支援」)におい

ても、もっとも多く対応していた。次いで交通被害、殺人、暴行・傷害だった。

- ④連携している他機関等は、警察、検察庁、弁護士(会)、法テラス、カウンセリング機関がほぼすべての支援センターで挙げられ、それら機関等との連携の必要性を肯定する割合も高かった。
- ⑤他機関等と良好な連携を築くための工夫について、「顔の見える」関係づくり、連絡協議会等への積極的参加・情報交換、講師派遣など、日頃からさまざまな努力がなされていた。一方、行政機関は(担当者の)異動があり、被害者支援の必要性を理解するのに時間がかかるといった意見もあった。
- ⑥直接支援におけるボランティアの活用については、「専門職が直接支援を担い、ボランティアはその補助的役割」という形を選ぶ割合が約4割、「専門職とボランティアが同程度の役割を担う」が約3割であった。「ボランティアは広報・啓発のみを行う」を選ぶ割合は低かった。支援センターによっては専門

職を置いていない所もあり、ボランティアが直接支援を行う必要性は高いことが推測された。

- ⑦今後について「非常に力を入れたい」のは〈支援センター運営財源の確保〉がもっとも多く、〈被害者支援の広報・啓発〉、〈関係機関等との連携強化〉が続いた。被害者等へのアウトリーチやセンター内職員の世代交代に関する課題なども記された。
- ⑧支援センターによる相談・支援の利点について、中長期的な支援ができること、利便性・融通性、きめ細かな支援、無償の支援サービスのほか、フラットな関係性の中で、社会や人間関係への信頼を取り戻すための支援ができるという点も挙げられ、行政機関とは異なる民間団体ならではの立ち位置や利点が示された。
- ⑨諸制度の利用や支援等について、公判の「被害者参加制度」「更生保護における心情等伝達制度」の利用を支援したいとする割合が高く、こうした制度が被害者のためのものとして機能していることがうかがえた。

●調査B 直接支援にあたっている相談員／支援員を対象にした調査

回答で取り上げられたケースについて、被害内容が多かったのは「殺人・傷害致死」(29ケース)、「性暴力被害」(24ケース)、「交通犯罪被害」(17ケース)で、この3つの被害種別にデータを分析した。

- ①支援センターへの相談経緯については、いずれの被害種別でも警察からの紹介がもっとも多かった。「性暴力被害」では被害者自らが探してという回答が見られた。
- ②ケースに対するアセスメントと支援について、被害種別の差はなく全体に同じ傾向で、相談者の心身状態を把握するためのアセスメント・シートを用いているという回答は2割以下だった。支援計画、チームによる支援、事例検討については高い割合で行われていた。
- ③ケースへの支援内容について、被害種別ごとに見ると、「交通犯罪被害」では、〈心理的サポート〉と〈刑事手続きについての情報提供〉がすべてのケースで実施されており、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉、〈公判の付き添い支援〉の実施割合も9割以上だった。他の被害種別と比べて〈当事者・自助グループの紹介〉の割合が高かった。「殺人・傷害致死」では、〈心理的サポート〉がすべてのケースで

実施されており、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉〈公判の付き添い支援〉〈刑事手続きについての情報提供〉を実施した割合も高かった。他の被害種別と比べて、〈弁護士の紹介〉(約7割)の割合が高く、〈加害者の対応〉が3割以上だった点が特徴である。「性暴力被害」では、〈心理的・生活上の変化についての情報提供〉がすべてのケースで実施されており、〈心理的サポート〉と〈刑事手続きについての情報提供〉〈公判の付き添い支援〉が続いた。一方、〈日常生活の支援〉〈当事者・自助グループの紹介〉は実施されていなかった。

- ④ケースを支援するうえでの工夫等については、裁判や他機関連携のほか、子どもへの対応など、個別ケースに応じた具体的な配慮がなされていた。
- ⑤ケースの支援における他機関・団体等との連携について、いずれの被害種別でも、検察庁、警察、弁護士と連携した割合が高かった。「交通犯罪被害」では、当事者団体・自助グループにつないだ割合が高く、「性暴力被害」では医療機関、カウンセリング機関と連携した割合が高かった。地方自治体の被害者相談窓口と連携した割合は全体に低かった。

●調査C 支援センターを利用した被害当事者を対象にした調査

被害内容については「交通犯罪被害」が19名(48.7%)、「殺人・傷害致死」が13名(33.3%)、「暴行傷害等被害および強盗・殺人未遂」が計4名(10.3%)、「性暴力被害およびDV被害」が計3名(7.7%)だった。

- ①回答者が支援センターに相談するきっかけについ

て、警察からの紹介が6割以上を占め、「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」でその割合が高かった。「交通犯罪被害」ではマスコミからの情報が多かった。

- ②相談当初に感じていた困難について、〈精神的な不調〉を全員が挙げており、〈利用できる制度等の手続きがわからなかったこと〉〈支援の情報がなかっ

たこと〈体調をくずしたこと〉が続いた。〈社会的な活動から引きこもったこと〉〈日常生活での支障〉を挙げる割合も6割以上と高かった。被害種別で見ると、「交通犯罪被害」では〈社会資源、刑事手続きにかかわること〉に加え〈対人関係での困難〉を挙げる割合が高かった。「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」では〈日常生活での支障〉を挙げる割合が比較的高かった。

- ③ 支援センターからの支援について、全体では《捜査・裁判等に関すること》、《社会資源に関する情報》、《体調・精神面》について支援を受けた割合が高かった。また〈マスコミへの対応〉について「殺人・傷害致死」「暴行・傷害等被害」の回答者すべてが支援を受けていた。一方、《経済面》、〈家事などの日常生活〉に関しては、支援を受けた割合は低かった。被害種別で見ると、「性暴力・DV被害」では困難を感じた項目について幅広く支援を受けていた。
- ④ 支援が役立ったかについては、全体に「役に立った」とする割合が高かったのは、〈心理面でのサポート〉〈心理的・生活上の変化に関する情報提供〉〈刑事手続きの情報提供〉である。全項目を通して「役に立たなかった」という回答の割合は低く、とくに〈公判や捜査機関等への付き添い支援〉や〈日常生活の支援〉については、支援を受けた者の中で「役に立たなかった」とする回答はゼロである。〈自助グルー

プ等の紹介〉を「役に立った」とする割合は「交通犯罪被害」で高かった。

- ⑤ 支援センターを利用した全般的感想について、全体に「相談当初感じていた困難が解消した」と回答する割合が9割以上だった。「同じような立場にある被害者等に支援センターの利用を勧めたいか」についても肯定する割合は高く、その理由（カテゴリー）としては、「交通犯罪被害」では〈専門的な情報の提供、助言が得られるから〉〈関係機関との調整〉〈社会への信頼を取り戻すきっかけになる〉〈精神的なサポートが得られる〉〈被害者の視点に立ってくれる〉等が挙げられた。
- ⑥ 「被害者支援」に関する要望（自由記述）は、支援センターへの高い評価や感謝とともに、支援内容・体制、啓発・運動等について具体的な多くの意見が寄せられた。要望として挙げた中では、たとえば「支援スタッフの中で、軸となる人が必要」「支援センターが、何ができるのか、業務内容を明確に伝えてほしい」「支援センターの利用可能な時間を延ばしてほしい」「民事（裁判）のこともアドバイスしてほしい」「被害者のきょうだい児の支援をしてほしい」「遠方の支援センターに出向く負担を減らしてほしい」「地域間でもっと情報共有してほしい」などは今後の改善につなげられる点であろう。

(4) まとめ

調査A、Bを通して、民間被害者支援団体においては情報提供、心理的サポート、公判等付き添い、関係機関の紹介など広範な支援活動が、被害内容に応じてきめ細かく実施されている実態が把握できた。支援計画の作成、チームによる支援、事例検討は大多数の支援センターで実施されており、支援の蓄積がうかがわれた。

ただ、直接支援にあたる職員は常勤がきわめて少なく、「常勤・非常勤とも不足している」という回答が多かった。専門職というよりボランティア中心で直接支援が成り立っているセンターがほとんどであり、専門性の確保とボランティアの活用態勢は今後の課題であろう。また、「センター運営財源の確保」「被害者支援の広報・啓発」を課題として挙げる割合も高く、上記の点とも重なってくるが、民間団体が抱える問題として広く認識される必要がある。

調査Cの回答は、同調査の協力を同意した、いわば“選ばれた被害当事者”であり回収率は低かったが、支援センターを利用した側からの貴重な意見と考え丁寧に分析した。「犯罪被害はいきなりあうもので、突然日常をうばわれる。今まで当たり前だったことが当たり前でなくなり、突然右も左もわからない所にぽっと放り出された感じ。そんな時に、手続きのことはこちら、精神ケアはこちら、と信号のように誘導してくれる団体が支

援センターだった」という記述は、まさに支援センターの役割を表している。「困っていること全ての支援には行き届かないが、少しは役に立つことがある。そこから自力で解決できることが増えていく」という記述も、被害当事者が持っている力を引き出すという点で、センターによる支援の重要性を示している。

以上、同調査の結果を抜粋して示した。支援センターの担当者にとっては経験上「実感」している点も多いかもかもしれないが、こうした支援活動を「発信」し、改善に結びつけることが重要である。そのためにも定期的な全国調査や支援センター利用者からの評価の実施を仕組みとして位置付ける必要がある。

この4月から第3次犯罪被害者等基本計画が始まり、地方公共団体等の行政機関との連携が一層推進されるようになった。支援センターの役割を明確化し、その強みや蓄積を活かした支援が定着していくことを望みたい。

なお、同調査は平成24～27年度日本学術振興会による科学研究費助成事業「犯罪被害者支援のための総合的支援システムの構築—官民の協働体制を目指して」（課題番号24530728）の一部として実施したものである。同調査を含む研究成果については報告書を刊行しているので、必要な方は伊藤までご連絡ください（ito-f@sophia.ac.jp）。

発行：公益社団法人全国被害者支援ネットワーク